

○国立大学法人筑波技術大学外国人留学生規程

〔令和2年2月26日〕
規 程 第 1 1 号

最終改正 令和7年3月28日規程第41号

国立大学法人筑波技術大学外国人留学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、外国人で教育を受ける目的をもって入国し、筑波技術大学(以下、「本学」という。)に入学する外国人留学生(以下、「留学生」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 留学生とは、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1に定める「留学」の在留資格を取得し、入学を許可された者(入学後、直ちに在留資格を「留学」に変更できる者を含む。)とする。

(種類)

第3条 留学生は、国費外国人留学生、外国政府派遣留学生及び私費外国人留学生とする。

(区分)

第4条 留学生の区分は、次のとおりとする。

- (1) 学部学生
- (2) 大学院学生
- (3) 研究生
- (4) 科目等履修生
- (5) 特別聴講学生

(入学資格)

第5条 留学生として入学することができる者は、本学学則に定めるそれぞれの区分ごとの入学資格を有する者とする。

(入学時期)

第6条 留学生の入学時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

(入学志願手続)

第7条 留学生としての本学への入学志願者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

(入学者の選考及び合格者の決定)

第8条 前条の入学志願者について、それぞれ別に定めるところにより選考を行い、その選考に基づき、当該学部教授会学部教授会、運営会議又は研究科運営委員会の意見

を聴いた上で、学長が合格者を決定する。

(入学の手続き及び入学許可)

第9条 前条の選考の決定に基づき合格の通知を受けた者は、学長が定める期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の入学料等を納付しなければならない。

2 学長は、前項のそれぞれの入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(検定料，入学料，授業料及び寄宿料)

第10条 学部学生，大学院学生，研究生，科目等履修生及び特別聴講学生の検定料，入学料，授業料及び寄宿料（以下、「授業料等」という。）の額は国立大学法人筑波技術大学における授業料その他費用に関する規程（平成17年規程第66条）に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に定める国費外国人留学生については、授業料等（寄宿料を除く。）は徴収しない。

(学則等の適用)

第11条 この規程に定めるもののほか、留学生に関し必要な事項は、本学の学則その他関係諸規則等を適用する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。